

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における医師の確保及び医療水準の向上を図るため、臨時特例医師確保対策奨学金及び医師海外留学資金貸付金の新設に伴い、当該貸付金の返還に係る債務の免除について規定するとともに、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり、貸付金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲を定める。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
臨時特例医師確保対策奨学金	ア 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院において臨床研修を受け、当該研修を修了した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。	債務の全部
	イ アの業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
	ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部
医師海外留学資金貸付金	ア 留学における研修を終了した日から起算して3月以内に知事が指定する県内の病院において常勤医師としての勤務を開始し、当該勤務を開始した日（以下「勤務開始日」という。）から起算して医師海外留学資金貸付金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間以上、当該病院において常勤医師としての業務に従事し、かつ、勤務開始日から起算して1年以内に留学における研修で得た成果を伝達する講習会を県内において開催したとき。	債務の全部
	イ アの業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
	ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

臨時特例医師確保対策奨学金の概要

対 象 鳥取大学、岡山大学又は山口大学において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院等において医師の業務に従事しようとするもの（臨時養成枠により入学した者に限る。）

貸 与 額 月額15万円

貸与人数 7名以内（鳥取大学5名以内、岡山大学1名以内、山口大学1名以内）

医師海外留学資金貸付金の概要

対 象 海外に留学し、診療に係る知識又は技術を修得する研修を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、その成果を伝達しようとするもの

貸 与 額 留学経費月額30万円及び渡航経費（帰国に要する費用を含み、100万円を上限とする。）

貸与人数 3名以内

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 薬事法及び動物用医薬品等取締規則の一部が改正され、動物用医薬品の販売に従事する者の試験及び登録の制度が設けられたことに伴い、この制度に関する事務について新たに手数料を徴収する。
- (2) 土壌汚染対策法の一部が改正され、汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、知事の許可を受けなければならないこととされたことに伴い、当該許可に係る事務について新たに手数料を徴収する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。
 - ア 動物用医薬品登録販売者試験の実施 1件につき14,000円
 - イ 動物用医薬品登録販売者試験の合格証明書の交付 1件につき650円
 - ウ 動物用医薬品販売従事登録証の書換え交付 1件につき2,000円
 - エ 動物用医薬品販売従事登録証の再交付 1件につき2,900円
 - オ 汚染土壌処理業の許可 1件につき220,000円
 - カ 汚染土壌処理業の許可の更新 1件につき160,000円
 - キ 汚染土壌処理業の変更の許可 1件につき160,000円
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日とする（1）オからキまで及び改正法附則第1条ただし書に掲げる規定の施行の日とするイを除き、公布日とする。
 - イ（1）オに掲げる許可の改正法の施行の前日における申請については、1件につき220,000円の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料を徴収した申請に係る許可については、（1）オの手数料は、徴収しない。

鳥取県警察手数料条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正され、銃砲刀剣類の所持許可又はその更新を受けようとする者で75歳以上のものは認知機能検査を受けなければならないこととされたこと等に伴い、これらの新たな事務について新たに手数料を徴収する。
- (2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、銃砲刀剣類の所持許可等の事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、これらの事務に係る手数料の額を見直す。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料	
	単位	金額
ア 認知機能検査の実施	1件につき	650円
イ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	1件につき	12,300円
ウ 年少射撃資格の認定	1件につき	9,600円
同時に複数の年少射撃資格の認定を受けようとする場合の2件目以後の認定	1件につき	5,900円
エ 年少射撃資格認定証の書換え又は再交付	(ア) 年少射撃資格認定証の書換えに係るもの (イ) 年少射撃資格認定証の再交付に係るもの	1件につき 1,800円 1,900円
オ 年少射撃資格の認定のための講習会の実施	1件につき	9,700円

(2) 次のとおり手数料の額を改める。

事務の区分		手数料		
		単位	金額	
			現 行	改正後
ア 銃砲又は刀剣類の所持の許可	(ア) 現に許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者に対するもの	1 件につき	5,400円	6,800円
	同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の 2 件目以後の許可	1 件につき	3,100円	4,300円
	(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	1 件につき	9,000円	10,500円
	同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の 2 件目以後の許可	1 件につき	5,300円	6,700円
イ 技能検定の実施		1 件につき	21,000円	22,000円
ウ 猟銃又は空気銃の所持の許可の更新	(ア) 新たな許可証の交付を伴うもの	1 件につき	5,800円	7,200円
	同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の 2 件目以後の更新及び同時に猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の更新	1 件につき	3,500円	4,800円
	(イ) 新たな許可証の交付を伴わないもの	1 件につき	5,400円	6,800円
	同時に複数の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする場合の 2 件目以後の更新及び同時に猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合の更新	1 件につき	3,100円	4,400円
エ 射撃教習を受ける資格の認定		1 件につき	7,900円	8,900円
オ 射撃練習を行う資格の認定		1 件につき	7,900円	8,900円

(3) 施行期日は、平成21年12月4日とする。